

1 長野県住生活基本計画について

(1) 位置付け

住生活基本法第 17 条第 1 項に規定される住生活基本計画の都道府県計画

住生活基本法（平成 18 年 6 月 8 日法律第 61 号）（抜粋）

第 3 章 住生活基本計画

（全国計画）

第 15 条 政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。**

2～6（略）

（都道府県計画）

第 17 条 都道府県は、**全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。**

2～8（略）

(2) 現行計画の計画期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで（10 年間）

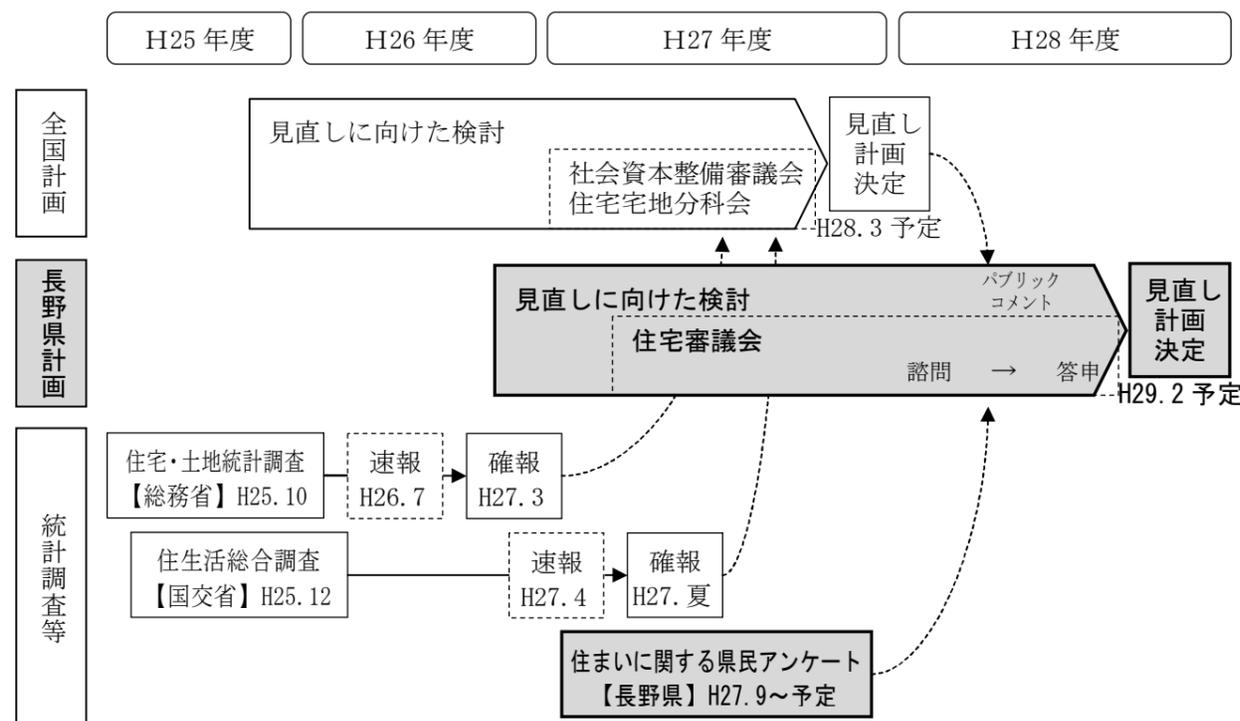
(3) 現行計画の内容（基本理念、基本的な視点、計画の目標 等）

別紙のとおり

(4) 計画の見直し

社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、平成 28 年 3 月に予定されている住生活基本計画（全国計画）の改定を受けて、平成 28 年度から平成 37 年度まで（10 年間）の計画に改定する。

2 計画の見直しスケジュール 案



3 住まいに関する県民アンケート 案

(1) 目的

長野県住生活基本計画の見直しの基礎資料とするため、県内に居住する者を対象にアンケート調査を実施し、県民の住宅及び居住環境に関する意識、ニーズ等を把握する。

(2) 調査方法等

ア 調査時期 平成 27 年 9 月からを予定

イ 調査対象 県内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人

人口比等を考慮し、各市町村の選挙人名簿から無作為抽出（層化二段無作為抽出法）

ウ 調査方法 郵送法（調査票を郵送し、回答を求める方法）

(3) 調査項目の概要

・経年変化の分析を行うため、前回（H22）実施した調査項目を基本とし、社会情勢の変化等を考慮して項目の加除を行う。（全 50 問程度。下表の※は、今回新たに調査する項目。）

No.	質問の概要	備考
1 回答者の属性		
1	居住地	居住する市郡、市街地・郊外・農山村など
2	性別、年齢、家族構成	
3	居住している住宅	持家・借家、一戸建て・共同建て、築年数など
2 住宅・居住環境に関する意識・志向について		
4	住宅、居住環境の改善状況	10 年前との比較
5	現住居への継続居住の意思	
6	取得する住宅の志向	持家・借家、新築・中古、戸建・共同、構造など
7	住宅建設の依頼先	地元工務店、設計事務所、住宅メーカーなど
8	住宅で重視する性能	強度、耐火性、省エネ、日照、バリアフリーなど
9	現住居の満足度、不満な性能	※
10	リフォームの希望内容	※ 間取り変更、キッチン、省エネ、内装など
11	リフォームの想定予算額、時期	※
12	居住環境で重視する点	防災、利便性、自然、地域とのつながりなど
13	居住環境の満足度、不満な点	※
3 住宅建設における環境対策について		
14	県産木材の利用希望、気がかりな点	
15	環境配慮、省エネ化に関心のある点	※
16	長期優良住宅の認知度、利用希望	※
17	低炭素建築物の認知度、利用希望	※
4 住宅の地震対策について		
18	耐震性の有無と希望する対策の程度	
5 高齢社会における住宅対策について		
19	高齢者になったときに不安な点	住居費負担、手すりがない、交通の便など
20	高齢者になったときの同居希望	単身・夫婦、子ども、知人・友人など
6 公営住宅のあり方について		
21	公営住宅の整備の方針、供給主体	
7 景観・地域コミュニティについて		
22	景観の印象、景観育成上必要な対策	
23	中心市街地の居住環境の問題点	
24	空き家に関して困っている点	※
8 その他		
24	信州らしい住まいのイメージ	
25	住宅、居住環境についての行政への要望	自由記述

# 長野県住生活基本計画の概要

計画期間：平成 23 年度→平成 32 年度

## 基本理念

～信州の気候・風土・資源を生かし～

### 心の豊かさが実感できる住まいづくりをめざして

住宅は、個人生活の基盤として豊かな生活を実現する空間であるとともに、地域社会の構成要素の一つとして地域環境の形成に貢献し、社会全体に活力と安定をもたらすものです。

わたしたちは、急速に進行する少子高齢化と人口減少時代の到来等、社会経済の大きな転換期を迎え、これまでの「住宅を作っては壊す」住まいづくりから「良いものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」ことにより、住宅を家族や世代を超えたみんなの資産として活用していく必要があります。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が顕在化している現在、わたしたちには、住まいづくりにおいて環境負荷の軽減や循環型社会の形成等に積極的に取り組む義務があるといえます。

さらに、長野県は豊かな森林や清らかな水、四季の変化に富んだ豊かな自然を有するとともに、先人により育まれた歴史、文化、風土等が織りなす美しい景観が形成されています。わたしたちの住生活にゆとりと豊かさをもたらすこの美しい景観を今に生きるわたしたちが守り育て、人と人との支えあいや地域コミュニティによる個性豊かな魅力あふれるまちづくりをすすめていくことが重要です。

このため、これまでの大量消費に生活の豊かさを求める画一的な社会から脱却し、家族や地域のつながり、健康、自然との触れ合い、もったいないの心、次世代への思いやり等の価値に対する理解を深め、信州の気候、風土等の優れた特色や地域材等の豊富な資源を生かしながら、誰もが心の豊かさが実感できる住まいや住環境のあり方を計画していきます。

## 基本的な視点

### ◇ 地球規模の環境問題とエネルギー施策見直しへの対応

- 住宅のライフサイクルを通じた CO<sub>2</sub> 排出量の削減
- 住宅の省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用
- 人と環境が共生する持続可能な社会の実現

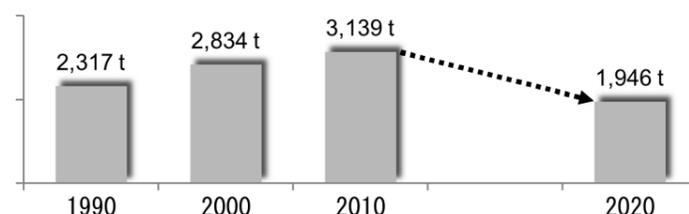
### ◇ 本格的な少子高齢社会、人口減少社会に対応した住宅ストックの形成

- 住宅数が世帯数を上回り量的に充足、空き家の増加
- 新規に供給される住宅の質の向上
- 既存ストックの社会資産としての有効活用
- 質の高い住宅ストックの形成

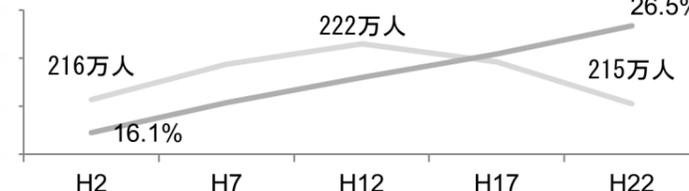
### ◇ 地域の実情に応じた住宅施策の推進

- 住宅セーフティネットの強化
- 地域の景観育成やまちづくり
- 資源や産業の地域循環の促進
- 住まいづくりの担い手育成

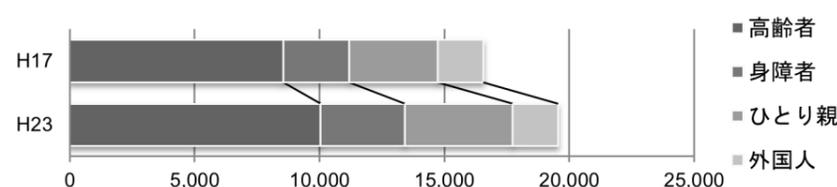
家庭部門温室効果ガス排出量の推移



人口と高齢化率の推移



公営住宅入居者の住宅確保要配慮世帯の推移



## 計画の目標

### 1 人と環境が共生する住まいづくり

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量削減のため、省エネルギー住宅や再生可能エネルギーを活用した住宅の普及、持続的な循環型社会の形成に向けて再生可能な木材を利用した住まいづくり等、人と環境が共生する住まいづくりに取り組んでいきます。

- 基本  
施策
- ◇ 二酸化炭素排出量削減に向けた住まいづくり
  - ◇ 資源の循環利用と地域の産業循環を促進する住まいづくり
  - ◇ 建設廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進

### 2 誰もが安定した居住を確保できる体制づくり

住宅の確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）がそれぞれの特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等の公的賃貸住宅の供給と民間賃貸住宅への入居支援による住宅セーフティネットの充実に取り組んでいきます。

- 基本  
施策
- ◇ 地域的、社会的ニーズに応じた公営住宅の運営
  - ◇ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援
  - ◇ 被災者の速やかな住宅確保の支援

### 3 多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり

ライフスタイルやライフステージ、身体機能の特性等に応じた適切な住まいが選択できる環境づくりや住宅ストックの適正な管理と維持保全をすすめることにより、良質な住宅ストックの形成と有効活用を図り、循環型の住宅市場の形成に取り組んでいきます。

- 基本  
施策
- ◇ 将来にわたり活用される良質なストックの形成
  - ◇ 多様なニーズに応じて住み替えしやすい環境づくり
  - ◇ 住宅の適正な管理及び再生
  - ◇ 住宅に関する情報提供と相談体制の充実

### 4 安全・安心な暮らしを支える住まいづくり

大規模な地震等による被害を最小限に抑え、県民の生命・財産を守るため、建築物の耐震化や住宅市街地の安全性の確保等を図るとともに、ユニバーサルデザインの普及の促進等により、全ての県民が安全に安心して暮らせる住まいづくりに取り組んでいきます。

- 基本  
施策
- ◇ 暮らしの安全を確保する住まいづくり
  - ◇ 誰もが安心して暮らせる住まいづくり

### 5 次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり

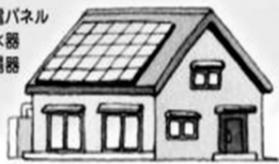
住生活にゆとりと豊かさをもたらす長野県の美しい景観を次代に引き継ぐための取組みを推進するとともに、交流が広がりコミュニティを育む個性豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

- 基本  
施策
- ◇ 美しく魅力的な景観づくり
  - ◇ コミュニティを育むまちづくり

# 1 人と環境が共生する住まいづくり

## 住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用

太陽光発電パネル  
太陽熱温水器  
高効率給湯器



- 住宅の断熱性の向上への支援
- 高性能省エネ住宅の検討
- 再生可能エネルギー活用住宅の普及
- 省エネ性能の「見える化」の促進



## 住宅への県産木材利用と地域住宅産業の育成支援

- 県産木材を利用した住宅への支援
- 住まいづくりの担い手育成
- 県産木材を活用した公共施設整備

### □ 新築住宅の省エネ基準達成率

現状 (H22) 59% ➡ 目標 (H32) 90%

### □ 太陽光発電システムのある住宅ストック

現状 (H20) 14,100 戸 ➡ 目標 (H32) 75,000 戸

### □ 新設在来木造住宅木材使用量に対する県産木材製品出荷量

現状 (H20) 30% ➡ 目標 (H32) 50%

# 長野県住生活基本計画

〔平成 23 年度～平成 32 年度〕

## 主な取組と目標達成指標



# 2 誰もが安定した居住を確保できる体制づくり

## 公営住宅の住宅セーフティネット機能の充実

- 公平、的確な入居制度の推進
- 県営住宅の福祉目的活用
- 計画的な建替え、長寿命化



## 災害時における被災者の速やかな住宅確保の支援

- 被災住宅再建支援制度の充実
- 災害時空き家活用体制の整備
- 災害復興へ向けた県産材の活用



### □ 公営住宅の建替戸数

県営 500 戸・市町村営 600 戸 (H23～H27)

### □ 最低居住水準未達率

現状 (H20) 2% ➡ 早期に解消

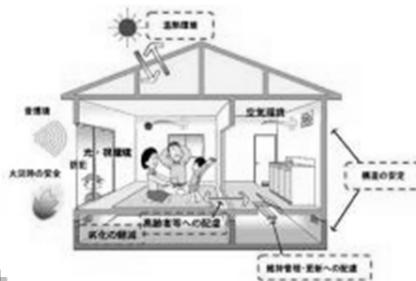
### □ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

現状 (H17) 0.37% ➡ 目標 (H32) 3～5%

# 3 多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり

## 長寿命住宅の普及や住宅の適正な管理と再生を推進

- 長期優良住宅の認定制度等の普及
- 良質なリフォームに対する支援
- 瑕疵保険制度の活用等による既存住宅流通の促進



## 民間活力による良質で低廉な賃貸住宅の供給促進

- サービス付き高齢者向け住宅整備事業の活用による供給促進
- 高齢社会に対応した新たな住まい方の研究、情報提供



### □ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合

現状 (H22) 9% ➡ 目標 (H32) 20%

### □ リフォームの実施率

現状 (H20) 4.8% ➡ 目標 (H32) 8%

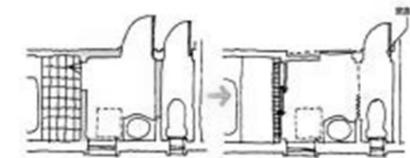
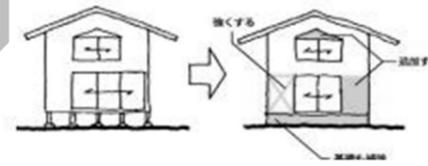
### □ 既存住宅の流通シェア

現状 (H20) 8.9% ➡ 目標 (H32) 20%

# 4 安全・安心な暮らしを支える住まいづくり

## 建築物の耐震化等による災害に対する備えの促進

- 耐震診断、耐震補強への支援
- 木造住宅耐震診断士の養成
- 災害対応型スマートハウスの研究



## ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備

- ユニバーサルデザインに配慮した住まいづくり、まちづくりの促進
- 保健・医療・福祉と連携した相談体制の整備

### □ 住宅の耐震化率

現状 (H20) 72% ➡ 目標 (H32) 95%

### □ 大規模建築物の吹付けアスベスト除去率

現状 (H22) 17% ➡ 目標 (H32) 50%

### □ 高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率

一定のバリアフリー化 現状 (H20) 43% ➡ 目標 (H32) 80%  
高度のバリアフリー化 現状 (H20) 12% ➡ 目標 (H32) 25%

# 5 次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり

## 地域が主体となった美しい景観の育成、良好な景観への誘導

- 景観育成住民協定の締結と認定を促進
- 市町村の景観行政団体への移行を支援
- 景観法、景観条例による指導



## 地域コミュニティを育むまちづくりを支援

- 街なか居住の促進
- 過疎地域への若者の定住促進
- 地域の交流スペースの創出

### □ 景観育成住民協定の認定数

現状 (H22) 164 件 ➡ 目標 (H32) 175 件

### □ 景観行政団体市町村数

現状 (H22) 11 市町 ➡ 目標 (H32) 25 市町村

### □ 住民の合意形成によるまちづくり地区数

現状 (H22) 65 地区 ➡ 目標 (H32) 80 地区